

中小企業政策審議会（第32回）

議事要旨

日 時：令和3年3月15日(月)10:30～12:00

場 所：オンライン

出席者：三村会長、石倉委員、伊藤委員、遠藤様（川原委員代理）、河原委員、小高委員、小正委員、諏訪委員、滝澤委員、田村委員、堤様、豊永委員、沼上委員、橋本委員、細田委員、安河内委員、和田様（湯崎委員代理）

検討課題：

足下の中小企業・小規模事業者を取り巻く状況

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

中小企業関係組合に係るバーチャル総会

2021年版中小企業白書・小規模企業白書

令和3年度において講じようとする中小企業・小規模企業施策案

パートナーシップ構築宣言

議事概要：各委員からの主な質問・コメントは、以下の通り。

＜足下の中小企業・小規模事業者を取り巻く状況＞

- 同一労働同一賃金を理解していない企業に対してどのように理解を促していくのが鍵。
- 正規労働者と非正規労働者を比較する際、業務の難易度、職務上の責任の度合い、配置転換の有無がポイントになる。社内で不平不満が出ないようできることから始める動機づけが必要。
- 2020年度に働き方改革支援センターに寄せられた支援要望事項は、雇調金等の助成金や補助金の相談が多く、中小企業は働き方改革対応に苦慮している。さらなる支援をお願いしたい。
- 同一労働同一賃金については、項目表の作成を通じて社員と契約社員の責任に対する理解を深めていきたい。社員と契約社員に責任の違いを認識させながら取り組んでいきたい。
- 働き方改革やテレワークの導入などへの対応は、設備投資や総額人件費の増加なくしてできない。中小企業で働く労働者が真に働き方改革が実感できるよう、関係省庁と連携し、労務費等を価格転嫁できる環境の整備や法改正の趣旨や目的などの周知啓発の強化をお願いしたい。
- 同一労働同一賃金に関して、配偶者控除の範囲内で働きたいため、キャリアアップや正社員の道を示しても非正規にとどまるケースが多いのが実態。配偶者控除の問題を中小企業庁から提起すれば、本当の意味で働ける人が働けるようになり、女性活躍にも繋がるのではないかと。
- コロナ禍の緊急支援は出口が大切。倒産を先延ばしにしてかえって厳しい状況に陥ることがないように、真に経営支援が必要な企業を選別し、かつ関係機関が連携して取り組むことが重要。
- コロナ禍で新たに借入れた経営者に対し、計画的な返済を促すことが大切。経営者が金融機関からの借入れに対して誠実に情報開示ができるようなガイドライン策定を検討いただきたい。

- コロナ禍で業種間格差が拡大していることを危惧している。特に生産性が相対的に低い対面サービス業、飲食業、宿泊業、娯楽業で厳しい状況が続いているので、注視していきたい。
- コロナ禍でデジタル化やECの活用への関心が目に見える高まりを示しているように思う。中小機構は中小企業庁から様々な仕事を託されているが、そうした期待にも是非応えたい。
- 大企業と中小企業の賃金格差は日本特有のものだと考えている。コロナ禍だけを理由にした根拠の乏しい取引先の変更や価格のダンピング等の報告も受けており、取引実態の把握が急務。令和2年度の取引条件改善状況調査の結果を速やかに開示いただき、実態に即した対応の検討をお願いしたい。

<産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案>

- 経営強化法の基本方針の中に認定支援機関の配慮すべき事項として事業承継ガイドラインの記載があるが、中小M&Aガイドラインの追加も提案する。
- M&Aそのものを否定するわけではないが、M&Aによる労働者の権利や生活への影響に大きな懸念を抱いている。白書には、「M&Aの実施後は多くのケースにおいて譲渡企業の従業員の雇用は維持されており」との記述があるが、労働者の権利や生活に影響を与えることなく雇用が維持されたのかについても検証する仕組みづくりが必要。
- 適正な利益確保に資する事業を行っている事業者の認定はどのように行っていくのか。
→(事務局)単に大企業と中小企業をマッチングするだけでなく、再発注したパートナーの加工工場の工程管理等にも取り組むことで中小企業の取引機会創出を促していく仕組み。
- フリーランス保護が進むにつれ、権利ばかりを主張されるようになり、フリーランスを使用する事業者が苦勞している実情がある。フリーランスを使用する事業者にも配慮いただきたい。
- M&A詐欺で廃業する中小企業が出ているので、中小企業庁から注意喚起をしていただきたい。
- 中小企業の成長促進のため、大企業と中小企業のビジネス連携支援を拡大していただきたい。

<中小企業関係組合に係るバーチャル総会>

- 全国約3万の中小企業の組合では、毎年度、通常総会が開催されているが、法律の規定でバーチャルオンリーの総会は認められていない。組合においてもバーチャルオンリーでの総会をぜひ認めていただけるように要望させていただきたい。
- 新型コロナの感染拡大以降、ウェブ会議のツールが普及しており、有益な議論が活発に行われている。従来のように会場を用意した上でオンラインでの参加も認めるハイブリッド型での実施も考えられるが、会場に来られる参加者数の見極めが必要となる。
- バーチャルオンリーでの総会のメリットは、①経費が削減でき、販路開拓あるいは人材投資等に活用できること、②随時開催が可能となり、出席率向上によって有益な意見交換が可能となること、③組合を活用した事業を推進しやすくなること、が挙げられる。
- 全国中央会としても、省令改正が行われた後には、既存事業の再構築、新規事業の推進、成長分野における新たな組合設立の促進、若者や女性の地方での活躍など、共助型の連携事業に取り組む予定。バーチャルオンリーでの総会について実務指針で明確化するよう強く要望する。
→中小企業組合関係のバーチャル総会については、本年5月の総会シーズンに向けて省令改正や実務指針の策定を進めて行くことになった。

<2021年版中小企業白書・小規模企業白書、令和3年度において講じようとする中小企業・小規模企業施策案>

- 今後は持続的な成長や競争優位というキーワードが重要になってくるのではないかと。他社の模倣可能性や独自技術による差別化という視点で見ると、今後はもう少し競争優位を強調すると良いと思う。
- 競争優位は1回だけの製品開発で確立できないので、連続性が必要。エコシステム全体で競争優位をどう作っていくかという視点が必要になる。
- コロナ禍において、今後さらなる分析が必要になると考えているのは、企業間の資源の再配分。全体としての生産性の変動と厚生面からの評価を考える必要がある。今後この点に注目した分析がなされることを期待したい。
- 今までにないものをやろうとしても地域の金融機関に理解してもらえず、悩んでいるという声がある。これからは金融機関が実績主義、担保主義にとらわれず、大胆に投資していく姿勢が求められ、政府と一体となって政策を推進することがますます必要になると思う。
- 業績の良い企業が人手不足を理由に廃業を迫られる課題があるが、コロナ禍により中小企業において大企業の人材を活用する環境が整ってきた面があると思う。兼業や副業を推進する自治体もあるため、人材バンクのようなものに力を入れると良いのではないかと。
- 更なる人材不足が見込まれる中、コロナ禍を機に、女性活用を進めると良いのではないかと。育休・産休制度が整っていなくても柔軟性を持って女性を臨機応変に活用できている中小企業の方から社会を変えていくような事例が出てくると良いと思う。
- 経営支援を考える上で、経営デザインシートのような定性的情報にも注目いただきたい。
- デジタル化推進のため、中小企業の現場で必要とされる「スマート SME サポーター」の広報に力を入れてほしい。
- SDGs に対する小規模事業者の理解度の低さにもっと問題意識を持つべきだと思う。
- 製品・サービスの付加価値向上のためにデジタル化を進めていかなければならない面もある。自社の強みを認識し、伸ばす方法から支援が必要な中小企業が多いと思う。また、中小企業支援策が多すぎて、どの支援策を活用すると強みを伸ばせるのか結びつけられていない。
- 生産性向上のために業務効率化をする際、大企業は業務を定型化・標準化し、それを実現するシステムを取引先に要求すればかなり効率化できるが、中小企業の場合、取引先ごとに異なるシステムを全て受け入れざるを得ない。効率化したくても進まない側面がある。
- 中小企業はシニアの割合が多いので、デジタル化の進め方に悩む。中小企業は人材が固定化しやすく、中小企業こそキャリア教育を推進していかなければならない。
- 事業承継支援策はかなり整備されてきているが、自身の思いを託せる人材がなかなかいないことが経営者に事業承継を思いとどまらせている部分もあるのではないかと。支援策で解決できるものでもないと思うが、うまくマッチングできると事業承継は進むと思う。
- コロナ禍でテレワーク導入が進んだが、労働時間管理や評価制度などの労務管理の方法についての法整備等をはじめとした対応策はまだ不十分。

- デジタル化によって社員の心のケアに重点を置いた企業の視点が盛り込まれることを期待。
- サプライチェーンの中で、デジタルによる統一化に成功した事例も紹介してほしい。
- 大企業と中小企業の人材の循環ができれば、中小企業も優秀な人材を獲得できる可能性が高くなり、大企業と中小企業の連携も容易になるので、今後検討いただきたい。
- 業務効率化や生産性向上は、設備投資だけでなく業務の見直し等も鍵を握る。業務見直しの際のコンサル費用は高額だが、支援はあるのか。

→（事務局）各県にある「よろず支援拠点」では、金融機関等からの紹介を受け、コーディネーターが相談を伺うことが多くなっているのので、ご活用いただきたい。

- 支援策の種類や申請方法は一般の人だと全く分からない。ほとんどの中小企業は銀行と取引があると思うので、金融機関を通じた支援が実現すると中小企業へより支援の手が届く。
- 食品製造業はコロナで苦しんでいる事業者がほとんど。輸入原料が値上がりしており、国内相場を安定させてほしい。値上げを卸小売は理解してくれるが、消費者は理解してくれない。
- 飲食店は家賃等の固定費が高く、雇用維持も難しくなっている。欧米では、従業員規模に応じて支援額が異なるが、日本は一律。従業員規模の違いに配慮した支援金を早急にお願したい。

<パートナーシップ構築宣言>

- 宣言数が1000社を超えたが、目標を2000社に引き上げさらに多くの企業に賛同いただきたい。
- 宣言内容を大企業も中小企業も守ることが必要。どの企業も必ず購買者であり、サプライヤーでもあるので、宣言に盛り込まれたような内容に関わりのない企業は世の中には存在しない。
- 日本商工会議所では、宣言のさらなる普及・啓発に向けたプロモーションビデオを制作した。30分物と10分物と5分物の3つがあるが、多くの経営者に見ていただいて、幅広い業種で宣言の輪をさらに広げるとともに、その精神である取引価格の適正化あるいはサプライチェーン全体の競争力強化、あるいはオープンイノベーションの推進などの実践を通じて、大企業と中小企業の共存共栄関係の構築を実現していきたいと思っている。
- 宣言を春闘要求の中にも盛り込むよう連合の加盟組織には御願しており、日本商工会議所のプロモーションビデオも連合の全組織に展開するように指示している。宣言企業を増やすことと合わせて、宣言のメリットを具体的に感じられる取組の強化を御願したい。
- 宣言の仕組みは取引適正化を進める上で、有益な方法ではないかと思う。取組が遅れている企業を名指しで指摘するのは難しいが、逆に積極的に取り組む企業に宣言いただくことは推進力になるのではないかと考えており、今回の考え方は非常に評価したいと思っている。

お問合せ先

事業環境部 企画課

電話：03-3501-1765

FAX：03-3501-7791